

2021年6月

各 位

株式会社北海道銀行

月次支援金の申請にかかる『事前確認』について

事業者が緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和にかかる月次支援金を申請するにあたり、当行は登録確認機関として『事前確認』にかかる手続きを行います。

なお、一時支援金を受給している場合、改めて『事前確認』を受ける必要はありません。

北海道銀行と事業性のご融資取引のあるお客さま

簡易な方法による確認となりますが、事前に申請IDの取得が必要となります。申請IDの取得方法につきましては、月次支援金事務局ホームページよりご確認願います。

申請IDを取得後、インターネットをご利用いただける環境を確保の上、お手続き専用フリーダイヤルにご連絡ください。

【ご用意いただく資料】

申請ID、申請時に登録した連絡先、法人番号

お手続き専用フリーダイヤル : 0120-113-135

(土日、祝日除く、受付時間 9:00~15:00)

北海道銀行と事業性のご融資取引のないお客さま

当行と事業性のご融資取引のないお客さま、およびご預金の取引のみのお客さまにつきましては、当行での『事前確認』はできません。お近くの所属団体（商工会、商工会議所）、顧問先（税理士、公認会計士）等、または月次支援金事務局相談窓口にお問い合わせください。

月次支援金事務局 相談窓口 : 0120-211-240

(土日、祝日含む全日対応、受付時間 8:30~19:00)

IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-6629-0479 (通話料がかかります。)

(土日、祝日含む全日対応、受付時間 8:30~19:00)

月次支援金事務局 ホームページ : <https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

以 上